別表第三を次のように改める。

別表第三（第三条関係）

塗色	期間
別表第一第一号及び別表第二第一号下欄に定める塗色	平成二十九年四月三日から平成三十二年一月三十一日まで
別表第一第二号及び別表第二第二号下欄に定める塗色	平成二十九年十月十日から平成三十二年十一月三十日まで

附　則

この告示は、平成二十九年十月十日から施行する。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年9月4日

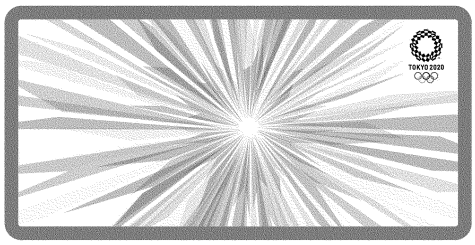
国土交通大臣　石井　啓一

種類	実施時期	区域（整理番号／地区（地方））	面積
地上画素寸法	平成29年	ＣＣＧ－2016－２　北栄	89㎢
数値空中写真（正射画像）	20cm	〃　〃　ＣＣＧ－2017－１　北栄西部	17㎢

備考　空中写真の刊行日　平成29年９月５日

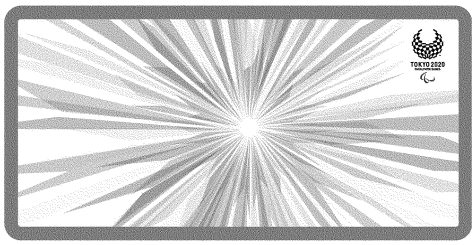
（その三）

彩色	
一　地色	白色、灰色、黒色、青緑色、水色、青色、青紫色、濃い青紫色、紫色、ピンク色、赤色、黄赤色、濃い黄赤色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色
二　縁色	黄緑色
三　文字色	緑色



（その四）

彩色	
一　地色	白色、灰色、青緑色、水色、青色、青紫色、紫色、ピンク色、赤色、黄赤色、濃い黄赤色、黄土色、黄色、黄緑色及び緑色
二　縁色	黄緑色
三　文字色	緑色



備考

(1)　塗色は、自動車の前面及び後面において、自家用番号標にあっては図（その一）及び図（その二）、事業用番号標にあっては図（その三）及び図（その四）によること。

(2)　(1)の規定にかかわらず、規則第八条の二ただし書に規定する自動車の自動車登録番号標の塗色は、自家用番号標にあっては図（その一）又は図（その二）、事業用番号標にあっては図（その三）又は図（その四）によること。